



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷 神戸市長
 刷発行人
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市立海づり公園条例施行規則の一部を改正する規則	経済観光局農水産課	1
規則	神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則等の一部を改正する規則	建築住宅局建築指導部 建築安全課	4
告示	神戸市立新長田駐車場使用料の徴収事務の委託	建設局道路計画課	10
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道浪松4号線)	建設局道路管理課	11
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道本山村合併2号線)	建設局道路管理課	12
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道六甲山方面第20号線-1)	建設局道路管理課	13
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(名谷すまいるたうん建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	14
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(MEGAドン・キホーテ神戸本店)	経済観光局経済政策課	15
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(MEGAドン・キホーテ神戸学園都市店)	経済観光局経済政策課	16
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(フレスポ舞子坂)	経済観光局経済政策課	17
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(BRANCH神戸学園都市)	経済観光局経済政策課	19
公告	施設建築物の建築工事の完了(新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業の腕塚5第3工区)	都市局地域整備推進課	22
公告	開発行為に関する工事の完了(西区玉津町ほか)	都市局都市計画課	23
教育委員会	令和6年11月17日(日)執行予定の兵庫県知事選挙にかかる個人演説会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等	教育委員会事務局総務部総務課	24
選挙管理委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	38
訂正公告	令和6年10月29日付神戸市公報第3883号中	行財政局総務課	39
訂正公告	令和6年10月29日付神戸市公報第3883号中	行財政局総務課	42

神戸市立海づり公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第19号

神戸市立海づり公園条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立海づり公園条例施行規則（昭和51年4月規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（入園の制限等）</p> <p>第2条 条例第6条第3項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) 条例第5条第2項第1号に掲げる者が、神戸市立須磨海づり公園にあつては<u>290人</u>を、神戸市立平磯海づり公園にあつては700人を超えるとき。</p> <p>(2) 神戸市立海づり公園（以下「公園」という。）に入園する者のうち条例第5条第2項第1号に掲げる</p>	<p style="text-align: center;">（入園の制限等）</p> <p>第2条 条例第6条第3項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) 条例第5条第2項第1号に掲げる者が、神戸市立須磨海づり公園にあつては<u>630人</u>を、神戸市立平磯海づり公園にあつては700人を超えるとき。</p> <p>(2) 神戸市立海づり公園（以下「公園」という。）に入園する者のうち条例第5条第2項第1号に掲げる</p>

者以外の者が、神戸市立須磨海づり公園にあつては350人を、神戸市立平磯海づり公園にあつては1,000人を超えるとき。

(3) [略]

(行為の禁止)

第3条 条例第8条第6号に規定する公園の管理上支障がある行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1)～(6) [略]

(7)、(8) [略]

(9) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が公園の管理上支障があると認める行為

(開園時間)

第4条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、公園の管理運営上特に必要があると認めるときは、同項に規定する開園時間を変更することができる

者以外の者が、神戸市立須磨海づり公園にあつては760人を、神戸市立平磯海づり公園にあつては1,000人を超えるとき。

(3) [略]

(行為の禁止)

第3条 条例第8条第6号に規定する公園の管理上支障がある行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1)～(6) [略]

(7) 釣り人1人につき4本以上の釣り糸を用いて行う釣り行為

(8) 釣り場を必要以上に広く占有して行う釣り行為

(9)、(10) [略]

(11) 前各号に掲げるもののほか、条例第5条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)が公園の管理上支障があると認める行為

(開園時間)

第4条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、天候不順その他公園の管理運営上特に必要があると認めるときは、同項各号の開園時間を変更する

る。

(休園日)

第5条 条例第14条に規定する休園日は、次に掲げる日とする。

(1) [略]

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(3) [略]

2 [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間における公園の管理に関する業務)

2 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間における第3条第9号、第4条第2項並びに第5条第1項第3号及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 [略]

ことができる。

(休園日)

第5条 条例第14条に規定する休園日は、次に掲げる日とする。

(1) [略]

(2) 12月29日から翌年1月3日まで
(神戸市立平磯海づり公園に限る。)

(3) [略]

2 [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間における公園の管理に関する業務)

2 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間における第3条第11号、第4条第2項並びに第5条第1項第3号及び第2項の規定の適用については、第3条第11号中「条例第5条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第4条第2項並びに第5条第1項第3号及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 [略]

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第20号

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則等の一部を改正する規則

(市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則(平成6年3月規則第107号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(確認申請等に係る届出等)	(確認申請等に係る届出等)
第2条の2 [略]	第2条の2 [略]
2 条例第5条の2第1項の規定による届出は、次表の(あ)欄に掲げる確認申請等の種類及び同表の(い)欄に掲げる工作物の種類に応じ、同表の(う)欄に掲げる図書を添付した様式第1号による事前届出書を提出して行わなければならない。	2 条例第5条の2第1項の規定による届出は、次表の(あ)欄に掲げる確認申請等の種類及び同表の(い)欄に掲げる工作物の種類に応じ、同表の(う)欄に掲げる図書を添付した様式第1号による事前届出書を提出して行わなければならない。

号	(あ)	(い)	(う)
	確認申請等の種類	工作物の種類	図書の種類
(1)	[略]	[略]	[略]
(2)	法第88条第1項において準用する法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知	[略]	[略]
	法第88条第2項において準用する法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第88条第2項において準用する法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知	[略]	[略]
3、4	[略]		

号	(あ)	(い)	(う)
	確認申請等の種類	工作物の種類	図書の種類
(1)	[略]	[略]	[略]
(2)	法第88条第1項において準用する法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定による通知	[略]	[略]
	法第88条第2項において準用する法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第88条第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知	[略]	[略]
3、4	[略]		

(建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則（平成20年6月規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（建築主、設置者等の変更等）</p> <p>第6条 条例第11条第1項の規定による届出をしようとする建築主（建築設備の設置者及び工作物の築造主を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、様式第1号による選定（変更）届に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第</p>	<p style="text-align: center;">（建築主、設置者等の変更等）</p> <p>第6条 条例第11条第1項の規定による届出をしようとする建築主（建築設備の設置者及び工作物の築造主を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、様式第1号による選定（変更）届に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第</p>

2 項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第18条第3項若しくは第4項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により交付を受けた確認済証(以下「確認済証」という。)の写し

(2)、(3) [略]

2 [略]

(公表する事項及び期間)

第9条 条例第16条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 法第6条の2第6項若しくは第18条第19項の規定による通知(次号及び第4号において単に「通知」という。)又は法第77条の32第2項の規定による指示(次号から第5号までにおいて単に「指示」という。)の別

(3)～(6) [略]

2 [略]

2 項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第18条第3項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により交付を受けた確認済証(以下「確認済証」という。)の写し

(2)、(3) [略]

2 [略]

(公表する事項及び期間)

第9条 条例第16条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 法第6条の2第6項の規定による通知(次号及び第4号において単に「通知」という。)又は法第77条の32第2項の規定による指示(次号から第5号までにおいて単に「指示」という。)の別

(3)～(6) [略]

2 [略]

様式第3号中

「第14条 市長は、指定確認検査機関が法第7条の2第1項(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は第7条の4第1項(法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に

よる検査（以下この条及び次条において単に「検査」という。）の業務を行おうとする場合において、業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該検査の業務の状況を調査することができる。」を

「第14条 市長は、指定確認検査機関が法第7条の2第1項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、第7条の4第1項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）又は第18条第23項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは第32項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査（以下この条及び次条において単に「検査」という。）の業務を行おうとする場合において、業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該検査の業務の状況を調査することができる。」に改める。

（建築物等における環境配慮の推進に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例施行規則（平成24年6月規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（特定建築物の新築等に係る届出の期限）	（特定建築物の新築等に係る届出の期限）
第7条 条例第9条第3項に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる届出を行う者の区分に応じ、そ	第7条 条例第9条第3項に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる届出を行う者の区分に応じ、そ

れぞれ当該各号に定める日とする。 (1)、(2) [略] ア、イ [略] ウ 法第18条第2項又は第4 項の通知を行う日	れぞれ当該各号に定める日とする。 (1)、(2) [略] ア、イ [略] ウ 法第18条第2項の通知を 行う日
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市告示第 398 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 業務の名称
駐車場使用料の徴収業務
- 2 受託者
東京都品川区西五反田2丁目20番4号
タイムズ・日本管財共同事業体
代表者 タイムズ24株式会社
代表取締役 西川 光一
- 3 受託者に委託した徴収の事務に係る歳入
使用料
- 4 委託期間
令和6年10月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年11月13日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年11月26日まで一般の縦覧に供する。

令和6年11月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	浪松4号線	神戸市長田区浪松町5丁目2番11地先から 神戸市長田区浪松町5丁目2番7地先まで	新	75.50	4.00
			旧	75.50	3.90

神戸市告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年11月13日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年11月26日まで一般の縦覧に供する。

令和6年11月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	本山村合併 2号線	神戸市東灘区森北町6丁目 39番5地先から	新	18.00	最大 12.30 最小 11.70
		神戸市東灘区森北町4丁目 34番5地先まで	旧	18.00	最大 11.10 最小 11.00

神戸市告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年11月13日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年11月26日まで一般の縦覧に供する。

令和6年11月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	六甲山方面 第20号線-1	神戸市灘区一王山町10番20 地先から	新	11.90	最大 3.40 最小 3.40
		神戸市灘区一王山町10番20 地先まで	旧	11.90	最大 2.90 最小 2.90

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和6年11月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
名谷すまいるたうん建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市須磨区北落合4丁目16番1 他
- 3 縦覧期間
令和6年11月1日から同年11月29日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年11月12日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年11月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテ神戸本店

神戸市中央区脇浜町3丁目354番1 他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	代表取締役 梅田 圭

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	代表取締役 笹田 賢一

3 変更の年月日

令和6年4月1日

4 変更する理由

設置者の代表者変更のため。

5 届出年月日

令和6年6月14日

6 縦覧期間

令和6年11月12日から令和7年3月12日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年11月12日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年11月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテ神戸学園都市店

神戸市垂水区小東山手2丁目868番648、垂水区多聞町字小東山868番1166

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	代表取締役 梅田 圭

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	代表取締役 笹田 賢一

3 変更の年月日

令和6年4月1日

4 変更する理由

設置者の代表者変更のため。

5 届出年月日

令和6年6月14日

6 縦覧期間

令和6年11月12日から令和7年3月12日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年11月12日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年11月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ舞子坂

神戸市垂水区舞子坂4丁目520番1 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルアイ	兵庫県加古川市加古川町木村303番地1	代表取締役 井元 進
株式会社ケーズストーリー	神戸市垂水区神陵台3丁目2 明舞北センタービル1号棟8号店舗	代表取締役 小山 良伸
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町1丁目8番地4	代表取締役 杉浦 克典
株式会社チョダ	東京都杉並区荻窪4丁目30番16号	代表取締役 舟橋 浩司

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルアイ	兵庫県加古川市神野町神野225-1	代表取締役会長兼社長 藤田 佳男
スギホールディングス株式会社	愛知県大府市横根町新江62番地の1	代表取締役社長 杉浦 克典
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚2丁目38番地	代表取締役社長 河合 映治

3 変更の年月日及び変更する理由

令和5年12月31日 退店等のため。

4 届出年月日

令和6年6月18日

5 縦覧期間

令和6年11月12日から令和7年3月12日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年11月12日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年11月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

BRANCH 神戸学園都市

神戸市垂水区小東山手2丁目868番1078他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルハチ	神戸市灘区水道筋2丁目6番	代表取締役 栗花 正雄
株式会社ビーブースポーツ	大阪府吹田市垂水町3丁目23番25号	代表取締役 長淵 巧
株式会社コクミン	大阪市住之江区粉浜西1丁目12番48号	代表取締役 絹巻 秀展
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6-56	代表取締役 清水 彰
株式会社キャン	東京都杉並区高円寺北2丁目6番1号	代表取締役 藤井 浩
株式会社ベル	神戸市兵庫区熊野町2丁目5番23-101号	代表取締役 佐藤 博文
株式会社マキノトレーディング	相模原市中央区鹿沼台1丁目9番15号	代表取締役 牧野 晴行
株式会社ロイヤル	名古屋市中区栄2丁目11番30号	代表取締役 中根 智大
株式会社ROBSON st.	兵庫県尼崎市七松町1丁目2番1号	代表取締役 峯松 寛朗
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濶2丁目38番地	代表取締役 河合 宏光
株式会社A. B. S. P	大阪市北区豊崎2丁目6番22号	代表取締役 池田 陽太郎

株式会社ドウ プランニング インターナショナル	大阪市西区京町堀 1 丁目 12 番 1 号	代表取締役 近江 大介
株式会社ビルジャン	名古屋市東区山口町 9-9	代表取締役 山下 真一郎
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2 丁目 31 番 8 号	代表取締役 尾田 信夫
株式会社ワールド	神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 1 号	代表取締役 寺井 秀藏
株式会社タカショー	和歌山県海南市南赤坂 20-1	代表取締役 高岡 伸夫
株式会社ユニバーサル園芸社	大阪府茨木市佐保 193-2	代表取締役 森坂 拓実
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 717 番地 1	代表取締役 柳井 正
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 12 番 1 号	代表取締役 野口 実
株式会社メガネスーパー	神奈川県小田原市本町 4 丁目 2 番地 39 号	代表取締役 星崎 尚彦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルハチ	神戸市中央区大日通 1 丁目 2-18	代表取締役 栗花 正雄
株式会社 U-F o r c e	神戸市垂水区つつじが丘 5 丁目 24 番地 1 号	代表取締役 船越 秀樹
株式会社ユニバーサル園芸社	大阪府茨木市佐保 193-2	代表取締役社長 安部 豪
S S Y株式会社	岡山市北区上中野 1 丁目 18-17	代表取締役 笹谷 忠史
アクサス株式会社	徳島市山城西 4 丁目 2 番地	代表取締役 久岡 卓司
株式会社アルカスイントーナショナル	神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 1 号	代表取締役 阪本 敏之
株式会社 A O K I	横浜市都筑区葛が谷 6-56	代表取締役 森 裕隆
株式会社コロンブスマン	東京都千代田区神田須田町 1 丁目 28 番地	代表取締役 内田 和寿
株式会社 A . B . S . P	大阪市北区豊崎 2 丁目 6 番 22 号	代表取締役 池田 陽太郎
株式会社ロイヤル	名古屋市中区栄 2 丁目 11 番 30 号	代表取締役 中根 智大
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2 丁目 31 番 8 号	代表取締役 尾田 信夫
萬理産業株式会社	神戸市灘区深田町 4 丁目 1 番 1 号	代表取締役 尾上 博紀
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚 2 丁目 38 番地	代表取締役 河合 映治
株式会社ゾフ	東京都港区北青山 3 丁目 6 番 1 号	代表取締役社長

		上野 博史
株式会社フェリピープス	神戸市兵庫区中之島2丁目1番1号	代表取締役 美馬 都
株式会社レーブドゥシェフ	神戸市垂水区名谷町321-1	代表取締役 佐野 靖夫
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山717番地1	代表取締役 柳井 正
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂1丁目12番1号	代表取締役 野口 実
他 2名		

- 3 変更の年月日及び変更する理由
令和6年4月1日 退店等のため。
- 4 届出年月日
令和6年6月18日
- 5 縦覧期間
令和6年11月12日から令和7年3月12日まで
- 6 縦覧場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業の腕塚5第3工区に係る施設建築物の建築工事が令和6年10月31日に完了しましたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第118条の17の規定により公告します。

令和6年11月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年11月12日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区玉津町新方字西方525番2

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県明石市桜町4番1号

株式会社祥栄

代表取締役 印 恭則

許可番号

令和6年6月3日 第8187号

（変更許可 令和6年10月1日 第2158号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市須磨区南落合1丁目1番1、1番2

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区今橋2丁目5番8号

アーク不動産株式会社

代表取締役 後藤 雄一郎

許可番号

令和6年6月14日 第8188号

（変更許可 令和6年10月21日 第2163号）

神戸市教育委員会教育長告示第2号

令和6年11月17日(日)執行予定の兵庫県知事選挙にかかる個人演説会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等を次のとおり告示する。

令和6年10月30日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(東灘区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他					
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備使用可否		電話番号		
			照明					聴衆席備付備品						可	不可			
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室						
1	東灘小学校	アリーナ	930	28									600	なし	土足厳禁	○		411-0556
2	本庄小学校	アリーナ	744	30		2					2		700	ミーティング室	土足厳禁	○		411-0339
3	本山南小学校	体育館	700	21							2		350	講堂控室	土足厳禁	○		452-0071
4	福池小学校	体育館	413	17							1		300	講堂控室	土足厳禁	○		452-5595
5	魚崎小学校	アリーナ	1100	40									600	なし	シート使用 土足厳禁	○		411-6196
6	本山第一小学校	多目的室	112						LED×12				80	なし	土足厳禁	○		411-1974
7	本山第二小学校	体育館	997						LED×40				450	開放教室	土足厳禁	○		431-1441
8	本山第三小学校	体育館	748	28		2					2		600	講堂控室	シート使用	○		411-0005
9	住吉小学校	体育館	1,029	40							4		800	講堂控室	土足厳禁	○		851-2887
10	御影小学校	体育館	459	28							2		600	開放管理室	シート使用	○		851-3673
11	渦が森小学校	多目的室	112						36				60	第一会議室	土足厳禁	○		851-3185
12	御影北小学校	アリーナ	1100			32							200	ランチルーム	土足厳禁	○		851-6809
13	六甲アイランド小学校	体育館	919	30							4		800	なし	シート使用 原状復帰	○		857-3121
14	向洋小学校	クラブハウス ※開放運営委員会から使用承諾	90						28				100	低学年音楽室	土足厳禁		○	857-2450
15	本庄中学校	体育館	818	18	12	2							700	なし	シート使用 原状復帰	○		411-2261
16	魚崎中学校	体育館	447	18	12				24				500	会議室	土足厳禁	○		411-1631
17	本山南中学校	体育館	985	19		2							500	なし	シート使用 土足厳禁	○		412-2033
18	本山中学校	体育館	1,253	29	6						2		800	なし	シート使用	○		411-3742
19	住吉中学校	体育館	1,008	40									500	ミーティング室	シート使用 土足厳禁	○		851-3752
20	御影中学校	体育館	605	24					24				580	その他	シート使用 土足厳禁	○		841-2541
21	向洋中学校	多目的室	121						38				100	なし	土足可		○	857-2481
22	東灘のぞみ幼稚園	遊戯室	143						52				120	なし	土足厳禁	○		411-0667
23	魚崎幼稚園	遊戯室	150										70	保育室	土足厳禁	○		411-9647
24	御影幼稚園	遊戯室	193						32				130	なし	土足厳禁	○		851-2030
25	六甲アイランド高校	体育館	1,300	48		6							1,000	和室	シート使用 土足厳禁	○		858-4000
使用区分及び 納付区分	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 																	
その他	<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) / 机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) / 演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>																	

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(灘区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他						
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号			
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可				
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室							
1	成徳小学校	体育館	735	38									700	なし	土足厳禁	○		821-1001	
2	高羽小学校	体育館	700	24							4		500	なし	シート使用	○		841-0541	
3	鶴甲小学校	講堂	420	20									300	会議室	シート使用	○		821-0444	
4	六甲山小学校	体育館	260		32								100	教室	土足厳禁	○		891-0328	
5	西郷小学校	体育館	602	32									500	会議室	シート使用	○		861-2888	
6	六甲小学校	多目的室	120					28					70	相談室	土足厳禁	○		881-1071	
7	灘小学校	体育館	700	36									300	なし	土足厳禁	○		871-0481	
8	西灘小学校	体育館	700	32		2					4		400	なし	シート使用	○		861-8851	
9	灘の浜小学校	体育館	700	24									500	なし	土足厳禁	○		802-1750	
10	稗田小学校	体育館	613	30							4		691	開放教室	土足厳禁	○		871-0721	
11	美野丘小学校	講堂	340			35		70				4	350	なし	土足厳禁	○		871-1381	
12	摩耶小学校	第1学習室	30					20					80	なし	土足厳禁		○	861-3172	
13	福住小学校	体育館	540	35							4		600	なし	シート使用	○		861-2424	
14	鷹匠中学校	武道場	300	LED×16										250	なし	シート使用	○		841-0041
15	烏帽子中学校	体育館	672	25	2			32			2		250	会議室	土足厳禁	○		851-5777	
16	原田中学校	体育館	408	28				20					400	多目的室	土足厳禁	○		861-0431	
17	長峰中学校	講堂	389		15		75				2		650	教室	シート使用 土足厳禁	○		861-3781	
18	上野中学校	講堂	379	300 W × 24					32 W × 24			4		350	講堂控室	土足厳禁	○		871-9681
19	灘すずかけ幼稚園	遊戯室	100					32					50	保育室	土足厳禁	○		861-4550	
20	灘さくら支援学校	多目的室	200		24								50	なし			○	802-1200	
使用区分及び 納付区分		<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 																	
その他		<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) / 机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) / 演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>																	

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(中央区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他							
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号				
			照明					聴衆席備付備品						可	不可					
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室								
1	上筒井小学校	体育館	540	26	4							4	500	なし	シート使用	○		241-1080		
2	なぎさ小学校	体育館	714	40							2		300	あり	土足厳禁	○		252-5611		
3	宮本小学校	体育館	437	LED20個				ステージ 上16本			4基		500	スタディ ルーム	シート使用	○		221-1600		
4	春日野小学校	講堂	280	300 W × 16										300	なし	シート使用	○		231-2461	
5	雲中小学校	ウイングルーム	120					30				6人用×12		なし	土足厳禁 原状復帰		○	231-3441		
6	中央小学校	会議室	100					16					100	なし		○		231-2421		
7	こうべ小学校	体育館	540	23									600	図書室	シート使用	○		221-2539		
8	山の手小学校	体育館	941	28		2		16			56		600	あり	土足厳禁	○		341-8911		
9	湊小学校	体育館	750	30							2		500	なし	土足厳禁	○		360-1200		
10	港島学園 (前期課程)	体育館	704	LED×42									700	図書室	原状復帰 シート使用	○		302-1661		
11	筒井台中学校	武道場	270	15									100	なし	土足厳禁		○	241-3201		
12	渚中学校	体育館	1,254	28							2		1,000	ステージ袖	土足厳禁	○		242-4501		
13	葺合中学校	体育館	639	8				40	18	25			500	会議室	シート使用 土足厳禁	○		241-0444		
14	布引中学校	体育館	315	20		3							500	講堂控室	土足厳禁	○		241-0010		
15	神戸生田中学校	体育館	985	30		2					4		800	クラブハウス	土足厳禁	○		334-1850		
16	湊翔楠中学校	体育館	1,000	36									750	会議室	土足厳禁	○		351-2152		
17	港島学園 (後期課程)	体育館	848	15	10								400	ステージ袖	原状復帰 シート使用	○		302-1771		
18	あづま幼稚園	保育室	96					20						なし	土足厳禁		○	231-0015		
19	神戸幼稚園	遊戯室	176					50					100	会議室	土足厳禁	○		331-4469		
20	港島幼稚園	遊戯室	154				7	15	44	2	10	140	会議室	土足厳禁	○			302-3300		
21	科学技術高校	体育館	1150		56						28		1,500	なし	土足厳禁 シート使用 原状復帰	○		272-9900		
22	葺合高校	体育館	1200	48				18					1,000		土足厳禁	○		291-0771		
23	摩耶兵庫高校	体育館	896	1 KW × 2 / 400 W × 20 / 360 W × 20 / 100 W × 54										600	なし	シート使用	○		360-1316	
24	盲学校	体育館	708	700 W × 20 / 150 W × 4 / 40 W × 2									12		400	会議室	シート使用	○		360-1133
使用区分及び 納付区分		<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 																		
その他		<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校舎と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) / 机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) / 演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校舎によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校舎により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校舎等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>																		

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(兵庫区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他				
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号	
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可		
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室					
1	神戸祇園小学校	多目的ホール	160			70W(LED)×36						140	多目的室		○		511-2600
2	夢野の丘小学校	多目的ホール	160			20	12					100	会議室3	シート使用	○		521-7430
3	会下山小学校	体育館	400	32							4	500	和室	シート使用	○		577-1501
4	兵庫大開小学校	体育館	475	24		4	16					800	なし	土足厳禁 シート使用	○		575-4773
5	水木小学校	体育館	588	36								450	多目的室	シート使用	○		575-8360
6	和田岬小学校	多目的室	117				16					50	図書室		○		671-1105
7	明親小学校	体育館	470	32								400	多目的室	シート使用	○		651-2855
8	浜山小学校	ミーティングルーム	160				18					50	図書室			○	651-3890
9	夢野中学校	武道場	500			68W(LED)×25							男女更衣室	土足厳禁 シート無し 体育館より椅子 200脚搬入可		○	511-5555
10	湊川中学校	講堂	402		40							400	会議室			○	521-4874
11	兵庫中学校	体育館	580	300W×27			32W×32					400	小控室	上履き使用	○		577-0744
12	須佐野中学校	体育館	554	21							2	600	相談室	シート使用	○		671-4261
13	吉田中学校	体育館	768	28			24					650	会議室	土足厳禁	○		681-3545
14	兵庫くすのき幼稚園	遊戯室	138		24							150	準備室	土足厳禁	○		575-4774
使用区分及び 納付区分		<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 															
その他		<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) /机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</u></p>															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(北区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他						
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号			
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可				
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室							
1	有馬小学校	講堂	767				50				6		400	講堂控室	土足厳禁 シート使用	○		904-0170	
2	有野小学校	多目的室	368		25									図書室	土足厳禁	○		981-5341	
3	藤原台小学校	体育館	920	28									700	家庭科室	シート使用	○		982-5880	
4	西山小学校	視聴覚室	130					26					60	相談室	シート使用 土足厳禁	○		952-1800	
5	ありの台小学校	災害避難室	120					16					80	なし	土足厳禁	○		981-5111	
6	唐櫃小学校	多目的室	100	8									60	会議室	土足厳禁		○	981-5926	
7	大池小学校	ふれあいルーム	130					30					90	なし	土足厳禁	○		581-8032	
8	花山小学校	ふれあいルーム	112					32					70	なし	シート使用 原状復帰	○		583-1120	
9	谷上小学校	講堂	360	21	8	2					12		150	なし	シート使用	○		581-3351	
10	箕谷小学校	体育館	450	24									300	クラブハウス	シート使用 土足厳禁	○		581-8030	
11	桂木小学校	低学年 多目的室	150					12						ミーティングルーム	原状復帰		○	582-4001	
12	広陵小学校	体育館	504	35			24				10		400	管理室	シート使用	○		583-0191	
13	筑紫が丘小学校	多目的ホール	162					40					80	クラブハウス	土足可	○		581-1006	
14	桜の宮小学校	体育館	350	12		24					2		350	会議室	シート使用	○		591-1009	
15	甲緑小学校	あじさいルーム	112							24			32	家庭科室	土足厳禁	○		581-1221	
16	山田小学校	体育館	675		20	11		24					200	クラブハウス	シート使用 土足厳禁	○		581-0055	
17	小部東小学校	体育館	486		22								400	なし	土足厳禁 原状復帰	○		592-0086	
18	小部小学校	相談室	50					14					30	なし	原状復帰		○	591-1761	
19	泉台小学校	多目的室	220					30					20	なし	土足厳禁		○	593-7771	
20	鈴蘭台小学校	体育館	714	18	12						4		500	なし	土足厳禁	○		592-8181	
21	北五葉小学校	体育館	330	20	2			24			9		450	講堂控室	土足厳禁 原状復帰	○		591-1196	
22	南五葉小学校	クラブハウス ※開放運営委員 会から使用承諾	50	32W×24										24	なし	土足厳禁		○	591-1314
23	君影小学校	体育館	440	18	4	12					9		300	会議室	土足厳禁	○		592-0059	
24	星和台小学校	体育館	486	10	10						2		600	図書室	土足厳禁	○		593-8200	
25	ひよどり台小学校	体育館	500			25					2		500	相談室	シート使用	○		743-0062	
26	藍那小学校	体育室	255	22				8			6		100	理科室	土足厳禁	○		591-0367	
27	道場小学校	体育館	700	30		2					2		300	体育館控室	シート使用 土足厳禁	○		985-4016	
28	長尾小学校	体育館	644	12	4		20	6					500	教室	土足厳禁	○		986-2074	
29	鹿の子台小学校	体育館	672	30							4		600	図書室	シート使用 土足厳禁	○		952-1720	
30	好徳小学校	体育館	432								25		150	クラブハウス	シート使用	○		958-0004	
31	淡河小学校	体育館	306					20			29		200	なし	土足厳禁	○		959-0113	
32	有馬中学校	体育館	985	28				32			4		400	相談室	土足厳禁	○		981-5101	
33	有野中学校	体育館	700	24		2					2		650	なし	シート使用 原状復帰	○		982-2700	
34	有野北中学校	体育館	924	8				10			2	10	800	ミーティングルーム	シート使用 原状復帰	○		987-3057	
35	唐櫃中学校	体育室	486	14	14								300	教室	シート使用 土足厳禁	○		982-6461	
36	大池中学校	体育館	510	20						10	2		400	なし	土足厳禁	○		581-8034	
37	山田中学校	体育館	945		48								800	教室	土足厳禁	○		581-1068	
38	広陵中学校	体育館	1,008	36									1,000	会議室	シート使用	○		583-1313	
39	桜の宮中学校	体育館	605	LED×30							12		600	図書館	土足厳禁	○		593-8001	
40	小部中学校	体育館	540	30		1							450	会議室	シート使用 原状復帰	○		592-1177	
41	大原中学校	体育館	918		24						3		800	会議室	シート使用 土足厳禁	○		581-6661	
42	鈴蘭台中学校	体育館	441	25				5			5		300	研修室Ⅱ	シート使用	○		591-4521	
43	星和台中学校	体育館	519	18							2		500	心の教室	土足厳禁	○		593-8400	
44	鶴台中学校	体育館	459	30									600	PC室	土足厳禁	○		743-0072	
45	北神戸中学校	体育館	792							37			330	カウンセリングルーム	土足厳禁	○		951-0821	

46	八多学園（後期課程）	体育館	340	18					12		200	ミーティングルーム	シート使用 土足厳禁	○	982-0049
47	大沢中学校	体育館	679			2	20		28		240	なし	土足厳禁	○	954-0142
48	淡河中学校	体育館	320	500 W × 20							150	相談室	シート使用 土足厳禁	○	958-0301
49	有野幼稚園	遊戯室	150					30			110	保育室	土足厳禁	○	981-5109
50	からと幼稚園	遊戯室	130					36	8	16	100	保育室	土足厳禁	○	981-5317
51	やまびこ幼稚園	遊戯室	128					24			100	保育室	土足厳禁	○	583-1080
52	長尾幼稚園	遊戯室	90					45			130	保育室	土足厳禁	○	986-4123

使用区分及び
納付区分

- 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり）
- なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

その他

- (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を
勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
- (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
- (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校舎と事前に打ち合わせてください。
- (4) 控室備品（各校共通） / 机、椅子
- (5) 演壇備付備品（各校共通） / 演壇、演卓、椅子
- (6) 備付備品の種類及び数量は、校舎によって不足している場合があります。
- (7) 照明灯数は、校舎により多少増減する場合があります。
- (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校舎等へご確認ください。
- (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(長田区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他					
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号		
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可			
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室						
1	室内小学校	多目的室	176					15					45	なし	土足厳禁	○		691-0917
2	名倉小学校	多目的室	210					16					100	なし	土足厳禁		○	691-6181
3	丸山ひばり小学校	アリーナ	600	30							2		500	会議室	土足厳禁	○		691-8552
4	宮川小学校	体育館	300		20			16		2			400	なし	土足厳禁	○		631-2721
5	池田小学校	体育館	567	35							2		400	なし	土足厳禁	○		691-1661
6	蓮池小学校	体育館	490	37		9							400	なし	土足厳禁	○		691-4215
7	長田小学校	講堂	334								31		280	講堂控室	土足厳禁	○		631-2731
8	五位の池小学校	講堂	340					104		15		170		相談室	シート使用		○	631-2741
9	御蔵小学校	体育館	700	21		12					10		250	その他	シート使用 土足厳禁	○		575-2226
10	真野小学校	体育館	600	24				16			6		300	クラブハウス	土足厳禁	○		671-0190
11	長田南小学校	体育館	380										300		土足厳禁	○		691-1702
12	真陽小学校	体育館	467	21		9		30		6			300	クラブハウス	土足厳禁	○		611-0456
13	駒ヶ林小学校	クラブハウス ※開放運営委 員会から使用 承諾	65					18					40	なし	土足厳禁	○		731-7061
14	雲雀丘中学校	体育館	552	12		2					6		550	会議室	土足厳禁	○		631-8748
15	丸山中学校	体育館	967		34						2		700	なし	シート使用	○		691-0005
16	西代中学校	武道館	337					80					50	なし	土足厳禁		○	691-1521
17	高取台中学校	体育館	473	24		22							550	教室	土足厳禁	○		611-6325
18	長田中学校	体育館	700	32		2					3		800	Mロビー	シート使用	○		671-3757
19	駒ヶ林中学校	体育館	540	21							23		300	視聴覚室	シート使用	○		611-0082
使用区分及び 納付区分		<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 																
その他		<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) /机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>																

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(須磨区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他					
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号		
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可			
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室						
1	だいち小学校	アリーナ	750	18	12			2					500	ミーティング室	土足厳禁	○		739-1502
2	若宮小学校	体育館	560	28				20					600	図工室	土足厳禁	○		731-0007
3	西須磨小学校	クラブハウス	100					9					60	会議室	土足厳禁 原状復帰	ホークアップルマイク可		731-0295
4	北須磨小学校	講堂	660	9				30					300	クラブハウス	土足厳禁	○		731-8149
5	高倉台小学校	多目的室	100					18					100	相談室	土足厳禁	○		734-1766
6	多井畑小学校	多目的室	250					48					100	会議室	土足厳禁	○		792-0450
7	板宿小学校	体育館	540	24									400	多目的室	土足厳禁	○		732-4055
8	東須磨小学校	体育館	570	20							2		600	開放教室	土足厳禁	○		731-0448
9	若草小学校	体育館	507								24		400	クラブハウス	土足厳禁	○		743-7311
10	妙法寺小学校	講堂	325		18						4		500	講堂控室	シート使用 土足厳禁	○		741-2559
11	横尾小学校	多目的室	157					40					50	なし	土足厳禁	○		743-4511
12	白川小学校	体育館	592	20							4		400	講堂控室	シート使用	○		792-2619
13	神の谷小学校	活動室	112			24							30	スポーツクラブハウス	土足厳禁	○		791-8277
14	松尾小学校	多目的室	120	14(LED)									40	まつのん会会議室	土足厳禁	ホークアップルマイク可		791-8422
15	東落合小学校	体育館	490	500 W × 21									600	その他	土足厳禁	○		793-1844
16	花谷小学校	体育館	459								40		500	クラブハウス	シート使用	○		791-8272
17	南落合小学校	体育館	458	21	14	9		16			4		600	多目的室	シート使用	○		792-5244
18	西落合小学校	体育館	504	21				24			22		500	クラブハウス	土足厳禁	○		792-5556
19	竜が台小学校	体育館	504	21				14			12		500	体育館控室	シート使用	○		793-1833
20	菅の台小学校	クラブハウス ※開放運営委員会から使用承諾	87	LED×11									46	市民図書室	シート使用 土足厳禁		○	791-0233
21	太田中学校	体育館	400	350 W × 1 / 300W × 20 / 250 W × 4							16		500	舞台袖	土足厳禁	○		732-0854
22	鷹取中学校	体育館	1,008	20									500	会議室	土足厳禁	○		731-0066
23	飛松中学校	格技室	256					108				5	100	なし	土足厳禁	携帯アンブ可		731-9494
24	高倉中学校	体育館	510	23							8		500	会議室	土足厳禁 原状復帰	○		733-1140
25	横尾中学校	体育館	580	25									500	会議室	シート使用	○		743-7322
26	友が丘中学校	体育館	580	30									600	図書室	シート使用 土足厳禁	○		792-5567
27	東落合中学校	体育館	769	30		2		12	8	9			700	会議室	土足厳禁	○		792-5558
28	須磨北中学校	体育館	558	20	2						4		800	図書室	シート使用 控室土足厳禁	○		741-6465
29	白川台中学校	体育館	473	15		4		24					600	ミーティングルーム	シート使用 原状復帰	○		792-5711
30	西落合中学校	体育館	450		24						2		650	会議室	土足厳禁	○		791-8444
31	竜が台中学校	体育館	400		30			24	6	2	2	400	心の相談室	シート使用 土足厳禁 原状復帰	○		791-0762	
32	名谷きぼうの丘幼稚園	遊戯室	114					24					150	なし	土足厳禁	○		793-1866
33	須磨翔風高校	体育館	1,200	300 W × 56									1,000	あり	シート使用	○		798-4155
34	青陽須磨支援学校	体育館	885	300 W × 32				32 W × 28					400	あり	土足厳禁	○		793-1006
使用区分及び 納付区分	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 																	
その他	<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) / 机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) / 演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>																	

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(垂水区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他				
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号	
			照明					聴衆席備付備品						可	不可		
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室					
1	塩屋北小学校	体育館	576	LED×35					14	400	体育館控室	シート使用 土足厳禁	○		752-7575		
2	下畑台小学校	体育館	504	21	23		24			9	600	ステージ袖	シート使用	○		752-6780	
3	つつじが丘小学校	多目的室	135					32		3	50	なし	土足厳禁	○		709-7751	
4	塩屋小学校	開放教室 ※開放運営委 員会から使用 承諾	100			12				2	50	なし	土足厳禁		○	751-4400	
5	乙木小学校	体育館	680	24		2		10		4	600	講堂控室	シート使用	○		752-4205	
6	東垂水小学校	会議室	60					20			40	なし	シート使用		○	751-2623	
7	名谷小学校	図書室	80	LED×24						40	なし	原状復帰		○	707-2481		
8	福田小学校	図書室	80				30				50	なし	シート使用 土足厳禁	○		753-3515	
9	高丸小学校	体育館	704	40							400	クラブハウス	土足厳禁	○		707-8877	
10	千鳥が丘小学校	講堂	310			20		26		9	250	なし	車椅子不可	○		709-1655	
11	千代が丘小学校	多目的室	100					16			10	45	教室	土足厳禁	○		708-8801
12	垂水小学校	体育館	782	40							500	施設開放室	土足厳禁	○		707-6006	
13	霞ヶ丘小学校	多目的室	85					25			60	クラブハウス2	土足厳禁	○		706-0156	
14	東舞子小学校	体育館	378	20							500	音楽室	土足厳禁 シート使用	○		782-2712	
15	舞子小学校	体育館	670	12	18			28	14	6	800	その他	シート使用	○		782-2332	
16	西舞子小学校	ランチルーム	100	LED×13						4	50	クラブハウス	土足厳禁 上履き持参	○		781-0004	
17	西脇小学校	体育館	600							41	400	なし	シート使用 土足厳禁	○		781-9531	
18	多聞東小学校	体育館	700	24				48			350	ステージ袖	土足厳禁	○		783-5868	
19	小東山小学校	多目的室	135					40				なし	土足厳禁 原状復帰		○	784-2656	
20	舞多聞小学校	アリーナ	932	36	4			12		2	700	ステージ袖	土足厳禁 シート使用	○		787-3700	
21	多聞台小学校	講堂	340	23						2	400	クラブハウス	土足厳禁 原状復帰	○		782-0375	
22	神陵台小学校	ランチルーム	138					28			90	なし	中心に柱有り 土足厳禁	○		781-3843	
23	多聞の丘小学校	体育館	960	LED×24 (135W)					LED×14 (25W)			400	ステージ袖	シート使用	○		784-4477
24	桃山台中学校	体育館	700	18						2	700	会議室	シート使用 土足厳禁	○		752-1201	
25	塩屋中学校	体育館	787	24							700	多目的室	土足厳禁	○		753-2271	
26	垂水東中学校	体育館	940	28						4	790	体育館袖	シート使用	○		751-6139	
27	福田中学校	体育館	600	18			24			14	600	多目的室	シート使用 土足厳禁	○		708-1670	
28	垂水中学校	体育館	525					78		11	800	会議室	シート使用 土足厳禁	○		707-6363	
29	歌敷山中学校	体育館	600			24					700	会議室	シート使用 土足厳禁	○		707-8864	
30	星陵台中学校	体育館	1,008		35	4			35		700	武道場	シート使用 土足厳禁	○		709-8810	
31	多聞東中学校	体育館	594	34		12					520	体育館控室	シート使用	○		783-5888	
32	本多聞中学校	体育館	810			21					500	相談室	シート使用	○		784-6310	
33	舞子中学校	体育館	459	20			16			4	300	講堂控室	シート使用 土足厳禁	○		781-0001	
34	神陵台中学校	体育館	455	19						18	500	講堂控室	シート使用	○		781-0700	
35	青山台こぼと幼稚園	遊戯室	150					42			152	なし	土足厳禁	○		752-0700	
36	たるみ幼稚園	遊戯室	155					16			80	なし	土足厳禁	○		704-5114	
37	小東山幼稚園	遊戯室	139					30			90	なし	土足厳禁	○		784-2660	
使用区分及び 納付区分		<p>● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)</p> <p>● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。</p>															
その他		<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) /机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(西区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他					
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号		
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可			
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室						
1	東町小学校	多目的室	240			4		26					80	図書室	土足厳禁		○	794-4000
2	小寺小学校	クラブハウス ※開放運営委員 会から使用承 諾	125			10		4					40	自習室	土足厳禁		○	791-2950
3	長坂小学校	体育館	699		24							6	300	なし	土足厳禁	○		974-2333
4	有瀬小学校	多目的室	100					36					50	なし	土足厳禁 原状復帰		○	974-2709
5	太山寺小学校	体育館	660	28									300	ミーティングルーム	土足厳禁	○		974-0007
6	井吹東小学校	体育館	942	30				16				4	800	なし	土足厳禁	○		997-0820
7	井吹の丘小学校	体育館	810		36								700	いぶきの丘ハウス	シート使用	○		990-5533
8	井吹西小学校	体育館	970		2							27	700	体育館控室	シート使用	○		997-0114
9	伊川谷小学校	体育館	800	28								4	700	なし	土足厳禁	○		974-0006
10	樋谷小学校	図書室	88			LED×15							40	図工室	土足厳禁 原状復帰	○		991-0004
11	糺台小学校	体育館	750			LED×35						16	600	更衣室	土足厳禁	○		991-1635
12	狩場台小学校	図書室	80					32					60	多目的室	土足厳禁		○	991-3415
13	竹の台小学校	集会室	209					31					100	カウンセリ ングルーム	シート使用 土足厳禁	○		991-4471
14	樫野台小学校	体育館	742			LEDに改修済み							600	体育館控室	シート使用	○		992-2500
15	木津小学校	体育館	632	28									400	なし	土足厳禁	○		994-0003
16	桜が丘小学校	体育館	630	18				12				4	400	多目的室	シート使用	○		994-8010
17	押部谷小学校	体育館	444			24(LED)						10	200	図書室	シート使用	○		994-0002
18	月が丘小学校	体育館	850	23(LED)		2(LED)						4(LED)	400	なし	土足厳禁	○		995-3171
19	北山小学校	視聴覚室	96					24					40	なし	土足厳禁		○	994-8020
20	高和小学校	体育館	794		24							4	350	なし	土足厳禁	○		994-0004
21	高津橋小学校	図書館	120					18					40	にじいろ ルーム	土足厳禁 原状復帰	○		917-6501
22	玉津第一小学校	体育館	800	20								2	600	クラブハウス	土足厳禁 原状復帰	○		928-3790
23	枝吉小学校	クラブハウス ※開放運営委員 会から使用承 諾	96					24					90	クラブハウス	土足厳禁	○		928-0880
24	出合小学校	体育館	739	18								4	600	クラブハウス	土足厳禁	○		928-5516
25	美賀多台小学校	体育館	800									32	500	クラブハウス	シート使用 土足厳禁	○		991-7659
26	春日台小学校	体育館	504	21		2	15	12				23	200	なし	シート使用 土足厳禁	○		961-0251
27	平野小学校	体育館	672	24	2								450	会議室	シート使用 原状復帰	○		961-0011
28	神出小学校	多目的室	80					24					60	図書室	土足厳禁		○	965-0006
29	岩岡小学校	体育館	504	21								16	400	会議室	シート使用 土足厳禁	○		967-0013
30	太山寺中学校	体育館	759	22		2							800	図書室	土足厳禁	○		791-7090
31	長坂中学校	体育館	820	36									800	会議室	シート使用	○		974-3830
32	井吹台中学校	体育館	1,222	28		8						4	800	小会議室	シート使用	○		997-0850
33	伊川谷中学校	体育館	540	18								12	700	相談室	シート使用	○		974-0005
34	樋谷中学校	体育館	759	22									700	本会議室	土足厳禁	○		991-0026
35	桜が丘中学校	体育館	792	18	12	12		2				9	700	会議室	土足厳禁	○		994-8822
36	押部谷中学校	体育館	550	22	1	1							600	なし	シート使用	○		994-0013
37	玉津中学校	体育館	648	30	2						15		700	相談室	土足厳禁	○		918-2266
38	王塚台中学校	体育館	450	30									500	教室	土足厳禁	○		928-1277
39	平野中学校	体育館	562	10	22	2					12		740	図書室	シート使用	○		961-0058
40	西神中学校	体育館	1,239	24		30						6	800	会議室	シート使用	○		992-2700
41	神出中学校	体育館	800	14	14								400	なし	シート使用	○		965-0025
42	岩岡中学校	体育館	864					34					450	なし	シート使用 土足厳禁	○		967-0016
43	いかわ幼稚園	遊戯室	130					18					100	園長室	土足厳禁	○		974-0022
44	おしんべ幼稚園	遊戯室	118					24					80	保育室	土足厳禁	○		994-0279

45	たまつ幼稚園	体育館	919						36		100	なし	土足厳禁	○		928-4724
46	玉津第二幼稚園	遊戯室	211				40				70	3階第二研究室	土足厳禁	○		912-5771
47	岩岡幼稚園	遊戯室	155				46				100	保育室	土足厳禁	○		967-1531
使用区分及び納付区分		<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 														
その他		<p>(1) <u>体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を</u> 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) /机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</u></p>														

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他			
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可	
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室							
灘区	六甲山幼稚園	六甲山小と共用、休園中													891-1043	
灘区	青陽灘高等支援学校	(使用不可/管理上不適切)													871-1800	
中央区	神戸工科高校	科学技術高校と共用のため昼間・夜間共に使用不可													272-9955	
兵庫区	神港橋高校	学校の事情で全日使用不可													579-3650	
兵庫区	楠高校	湊川中と共用 (楠高校は夜間定時制課程)													521-4700	
兵庫区	女生支援学校	(使用不可/管理上不適切)													576-6120	
北区	八多学園 (前期課程)	八多学園 (後期課程) と共用													982-0048	
北区	大沢小学校	大沢中と共用													954-0310	
北区	山田幼稚園	山田小と共用													581-0321	
北区	道場幼稚園	道場小と共用													985-2674	
北区	八多幼稚園	八多学園 (後期課程) と共用、休園中													982-0547	
北区	大沢幼稚園	大沢小と共用													954-0332	
北区	淡河好徳幼稚園	淡河小と共用													959-0112	
長田区	西野幼稚園	休園中													691-4483	
西区	太山寺幼稚園	太山寺小と共用													974-0021	
西区	櫛谷幼稚園	櫛谷小と共用													991-0331	
西区	平野幼稚園	平野小と共用													961-2011	
西区	神出幼稚園	神出小と共用													965-0088	
西区	いぶき明生支援学校	(使用不可/管理上不適切)													997-6311	
	使用区分及び 納付区分	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 														
	その他	<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品 (各校共通) /机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品 (各校共通) /演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</u></p>														

各施設の区分及び使用料（市立学校園）

（単位：円）

使用区分		使用時間	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	終日
			〔9時 ～ 13時〕	〔13時 ～ 17時〕	〔17時 ～ 21時〕	〔9時 ～ 17時〕	〔13時 ～ 21時〕	〔9時 ～ 21時〕
講 堂	高等学校	平日	3,000	3,800	6,000	6,800	9,800	12,800
		土曜日、日曜日、 祝日	4,000	5,000	6,000	9,000	11,000	15,000
	その他	平日	2,300	3,000	5,000	5,300	8,000	10,300
		土曜日、日曜日、 祝日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000
体育館		平日	2,300	3,000	5,000	5,300	8,000	10,300
		土曜日、日曜日、 祝日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000
家庭科教室 多目的教室		平日	1,400	1,800	3,000	3,200	4,800	6,200
		土曜日、日曜日、 祝日	1,800	2,400	3,000	4,200	5,400	7,200
普通教室		平日	500	600	1,000	1,100	1,600	2,100
		土曜日、日曜日、 祝日	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
校 庭	高等学校	平日	1,800	1,800	3,600	3,600	5,400	7,200
		土曜日、日曜日、 祝日	2,400	2,400	3,600	4,800	6,000	8,400
	その他	平日	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500	6,000
		土曜日、日曜日、 祝日	2,000	2,000	3,000	4,000	5,000	7,000

神戸市選告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和6年11月5日

神戸市選挙管理委員会
委員長 安達和彦

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,776</u>
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>206,466</u>
3	選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>254,850</u>
4	神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
	東灘区	<u>57,346</u>
	灘区	<u>36,043</u>
	中央区	<u>37,194</u>
	兵庫区	<u>30,220</u>
	北区	<u>58,845</u>
	長田区	<u>25,659</u>
	須磨区	<u>43,625</u>
	垂水区	<u>58,812</u>
	西区	<u>65,192</u>

令和6年10月29日付け告示第383号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和6年11月12日

誤

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書体	
市民税・県民税・森林環境税 税額決定納税通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
市民税・県民税・森林環境税 税額変更通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
市民税・県民税・森林環境税 税額通知書（配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額分）	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
年金所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）	行政機関の長の印	62の2	隸書	方9
給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
軽自動車税（種別割）納税通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書（車検用納税証明書）	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
軽自動車税（種別割）変更（減額）通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
法人市民税の減免通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
法人市民税の更正・決定通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
固定資産税・都市計画税 納税通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
固定資産税（償却資産） 納税通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
固定資産税（償却資産）価格等決定・修正通知書兼納税通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
督促状	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
過誤納金還付兼充当通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15

徴税吏員証	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15
財産差押吏員証	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15
固定資産評価補助員証	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15

正

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
市民税・県民税・森林環境税 税額決定納税通知書	行政機関の長の印	62	隸書	方15
市民税・県民税・森林環境税 税額変更通知書	行政機関の長の印	62	隸書	方15
市民税・県民税・森林環境税 税額通知書 (配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額分)	行政機関の長の印	62	隸書	方15
年金所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書	行政機関の長の印	62	隸書	方15
給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)	行政機関の長の印	62	隸書	方 9
給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)	行政機関の長の印	62	隸書	方15
軽自動車税 (種別割) 納税通知書	行政機関の長の印	62	隸書	方15
軽自動車税 (種別割) 納税通知書兼領収証書 (車検用納税証明書)	行政機関の長の印	62	隸書	方15
軽自動車税 (種別割) 変更 (減額) 通知書	行政機関の長の印	62	隸書	方15
法人市民税の減免通知書	行政機関の長の印	62	隸書	方15
法人市民税の更正・決定通知書	行政機関の長の印	62	隸書	方15
固定資産税・都市計画税 納税通知書	行政機関の長の印	62	隸書	方15
固定資産税 (償却資産) 納税通知書	行政機関の長の印	62	隸書	方15
固定資産税 (償却資産) 価格等決定・修正通知書兼納税通知書	行政機関の長の印	62	隸書	方15
督促状	行政機関の長の印	62	隸書	方15

過誤納金還付兼充当通知書	行政機関の長の印	62	隸書	方15
徴税吏員証	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15
財産差押吏員証	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15
固定資産評価補助員証	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15

令和6年10月29日付け告示第384号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和6年11月12日

誤

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第9条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法の件

正

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法の件